

第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時： 平成 25 年 8 月 1（木） 午前 10 時 00 分～11 時 40 分

■ 場 所： 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室

■ 出席者： （五十音順・敬称略）

＜委 員＞

安藤節子、遠藤乃理子、大久保砂織、桑田厚子、小嶋澄子、下條輝雄、
高須都子、鷹野吉章、野本矩通、藤原源郎、村中輝、吉田ヒサ子、和田光一
＜事務局＞

福祉保健部長（芦川）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（川田）、地域福祉
推進課長（持田）、地域支援統括担当主幹兼施設担当主幹（安齋）、障害者福
祉課長（松下）、高齢者支援課長補佐兼介護保険担当副主幹（浦川）、障害者
福祉課長補佐（相馬）、地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（宮崎）、
地域福祉推進課事務職員（渡部）、地域福祉推進課事務職員（飯泉）
株式会社生活構造研究所（柏木、佐藤）

■ 傍聴者： 1 名

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について

（2）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

（3）次期府中市福祉計画策定のための調査について

3 その他

4 閉会

■ 資 料 資料 1 第 1 回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成 24
年度実績）

資料 3 府中市福祉計画策定の前提（案）

資料 4 府中市福祉計画策定 全体スケジュール（案）

資料 5 府中市福祉計画策定のための調査「地域福祉計画・福祉のまちづく
り推進計画 調査概要」

資料 6 一般市民調査（案）

資料 7 担い手調査（案）

1 開会

事務局： 皆様おはようございます。本日はお忙しいなか、ご出席いただきまことにありがとうございます。ただ今から、第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。本日の会議は、委員15名中13名のご出席をいただいております。府中市福祉のまちづくり条例第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきます。議題に入る前に、事前に郵送いたしました資料の確認させていただきます。事前配布資料は、資料1から資料7です。

(資料確認)

本日の会議には視覚に障害のある委員と聴覚に障害のある委員がいらっしゃいますので、発言の際には挙手をして名前を言ってからご発言願います。

ここで議事を進めるにあたり、傍聴希望の方が1名いらっしゃいますので、入場していただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、傍聴者の方に入場していただきます。

2 議題

事務局： それでは続きまして、議題のほうに移らせていただきます。以後の進行につきましては、和田会長のほうにお願いしたいと思います。和田会長、よろしくお願いいたします。

(1) 会議録の確認について

会長： 皆さんおはようございます。それでは議題に入りたいと思います。1番目の議題でございますけれども、6月13日に行いました第1回の福祉のまちづくり推進審議会の会議録、その確認ですが、内容等、事前にいつているかと思っておりますので、内容等の確認をさせていただきたいと思いますが、何か訂正箇所はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長： それでは、会議録の確認については終了させていただきます。第1回目の審議会の会議録と配布資料は、市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開されます。

(2) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

会長： さて、それでは(2)、(3)含めて、事務局のほうから説明をしていた

だきますけれども、大きく分けて2つご議論させていただきたいと思います。
1つは、今までの実績の報告でございます。資料2に則して確認をしていただきます。2つ目が、27年度以降の計画でございます。それについては資料5を中心として論議をさせていただきます。それでは事務局のほうから資料の説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局： 事務局より、資料2に沿って地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の事業実施計画の平成24年度の事業実績を説明させていただきます。

(説明要約)

平成24年の状況がまとまったので、実績、進捗を説明する。本日は目標1の「利用者本位の仕組みづくりのために」のみ説明し、目標2から5については次回以降説明する。

資料2の進捗状況の表の見方だが、個別事業ごとに欄を設けており、その中の左上、「番号」欄には本資料における整理番号を記載している。また「担当部署」は当該事業を所管する部署、その下の「事業名」は当該事業の件名を記載している。さらにその下には、事業概要と、平成24年度から26年度までの事業目標と実績が上下に年度ごとに記載してある。個別事業における進捗状況について、資料2にそって報告する。

会長： 今、事務局からご説明がありました地域福祉計画の、福祉のまちづくり推進計画の目標1、利用者本位の仕組みづくりのためにということで、24年度の実績が出ております。今日は目標1を中心に実績の確認をさせていただきたいと思います。1ページから見ていきたいと思いますが、番号の1番、2番で、何かご質問はございますか。実績の内容についての確認でございます。

委員： わかりやすく利用しやすい情報提供の推進ということで、いろいろな方法で状況提供されているということですが、「おとしよりのふくし」はだいぶリニューアルもされて、部数も伸びたということですが、ホームページは、最近の傾向はどんなふうになっているのでしょうか。

事務局： ホームページは、現在、アクセシビリティに配慮したような仕組みを備えております。ホームページのトップページの右上にZoomSight（ズームサイト）というソフトがあり、それを使うと音声や、画面の色、表示サイズを変更できるようになっています。ただ、ホームページは技術変化、進歩が著しいので、広報課では今年度中に新しいホームページを構築するという話を聞いておりますが、まだ詳細な資料については出ておりませんが、一応さらに最新の機能を入れて、さらに見やすいものを構築するというところで動いております。以上でございます。

会長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員： はい。

会長： この広報の関係で、あと何かございますか。

それでは次のページを確認したいと思います。2ページの、情報利用のアクセスの確保からです。メインは、相談権利擁護事業ということで説明がありました、これを含めて2ページで確認するところはございますか。

それでは3ページに移りたいと思います。利用者の立場にたった相談体制の充実、あるいは、苦情相談窓口の充実ということで、昨年よりいくらか実績は増えているようです。

4ページについては、権利擁護事業、それから市民後見人の養成ということですけども、この辺について確認はございますか。

それでは5ページの、福祉サービスの質の確保、それと利用しやすいサービス情報の提供ということで、第三者評価は事業者が増えたということです。これについては保育所も全部含めてやっておりますので、この数になるかと思います。

委員： 利用しやすいサービス情報の提供のところで、第三者評価制度のこの評価の報告を利用しようと思う、例えば、これから保育所に入る子どもをもつ方、福祉の施設を利用したいという方にとって、この情報というのは客観的に非常に重要だと思います。それをこういう調査が行われていて、そして、結果が出たということの、市民に対する何か告知といいますか、それがちょっと足りないのではないかと。私も個人的に子育ての支援をしております、やはり幼稚園・保育所に関する情報が、やはり行っていないからわからないというような現実がありますので、客観的な評価というものが出ているということ自体を知らない方もいらっしゃると思いますので、その辺の広報の仕方とか、告知の仕方を、もう一度伺えればと思います。

会長： 府中市では、この調査の結果をどのように周知しているのでしょうか。

事務局： 第三者評価の結果は、東京都の関連団体が運営している「とうきょう福祉ナビゲーション」のインターネット上のサイトで、評価の結果、詳細も含めて、全部公開しております。市では、ホームページからこのサイトにリンクを張っております。

また、市では受審費用を助成しており、助成を受けた施設には書面で結果を報告していただいた上で、市の市政情報公開室で結果を公開しております。ただ、誰でもすぐ評価を見られるのかという点で改善の余地があると考えておりますので、今後この制度の周知も含めて進めていきたいと思っております。また「広報ふちゅう」で、5月に第三者評価制度の関連記事を出していますが、事業者向けになっているので、その点も含めて一般市民の方に制度を周知する仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

補足をしますけれども、インターネットで福祉ナビゲーションというところをチェックしていけば第三者評価が出ている。これは3つの評価の仕方をしておりまして、1つは経営者側、それから事業所・職員、それと利用者の三者から調査をしまして、施設の福祉サービスの内容や質を評価して公表しております。利用者がサービスを選択する際の目安としたり、施設の事業内容を把握することができます。ぜひ府中市も皆さんにわかりやすいシステムをつくっていただければと思っております。

よろしいでしょうか。

委 員： はい。

副 会 長： 4ページの権利擁護事業の充実の、事業内容の説明で、権利擁護事業が載っておりますけれども、これは平成19年に日常生活自立支援事業というふうに名称を変更した国庫補助事業ですので、直したほうがいいと思います。

それから、権利擁護事業ですから、大きく制度が異なる成年後見制度を、社会福祉法に規定されるところの福祉サービスで要援護者事業、それに関連する国庫補助事業としての日常生活自立支援事業、この3つの事業がそこに含まれているのですけれども、そういう意味で、なんとなくわかりにくいような感じがするわけなのですね。そういうことで社会福祉協議会なども一応そういった自立支援事業では主体としてなさっているのだらうと思うのですけれども、目標の項目では、成年後見制度関係が多分、①から⑥まであって、⑦、⑧あたりが福祉サービス利用者支援、あと⑧の福祉サービス利用援助というのが福祉サービス利用援助事業ということなのかと思うのですけれども、日常生活自立支援事業というふうに捉えていいのか、その辺のご説明をお願いしたい。

事 務 局： ご指摘の通り、国のほうの日常生活自立支援事業というのと、福祉サービス利用援助事業、あと成年後見に関する事業ということで、3つの事業をここに記載してございます。

若干、細かい説明になりますが、これはどういう制度かと申しますと、認知高齢者、知的障害者、精神障害者で、ご自分で判断能力が低下している方、例えば、金銭管理、契約といったことが難しくなっている方が実際増えてきております。その方を支援するための事業ということで、目的は一緒なのですけれども、事業の運用の仕方が違いますので事業としていくつかに分かれているという状況です。

まだ軽度で判断能力が多少まだ残っている方、例えば、契約の内容を何回か説明すれば少しはわかるとか、そういった方につきましては、地域福祉権利擁護事業、こちらは社協で使われている名称なので、これが日常生活自立

支援事業というものになります。あくまでその判断能力が残っている方を対象に金銭管理や契約に関するサポートをするという事業になります。それが資料のほうで申し上げますと、⑦、⑧になっております。

あともう1つ、福祉サービス利用援助、こちらは東京都の独自事業で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者が本来の対象なのですが、東京都が補助金を出しまして、この対象者以外、例えば、要介護の、契約能力はあるけれども、体が動かない要介護高齢者ですとか、あと身体障害者の方についても使えるようにしようということで、少し対象を広げております。それで、その⑧というのは、その対象拡大分の実績というかたちになっています。

あと①から⑤、あと⑨というのが、成年後見ということになるのですが、まず最初に、日常生活自立支援事業を使いましてサポートしていくのですが、年齢が進むにつれてどんどん判断能力が落ちていく場合がございます。法律で事理弁識の能力を欠くというのですが、全く理解ができない、契約など、お金のことがさっぱりわからないというような状態になった場合には、この日常生活自立支援事業では対応ができないということになっておりますので、その次の段階として、成年後見という制度を使います。任意後見と法定後見と2つあるのですが、通常ですと法定後見を使いますので、家庭裁判所に申し立てをしまして、そのご本人の代わりに契約などをしてくれる成年後見人という者を立てます。家裁の許可をもらいまして後見人を立てて、後見人が本人に代わってそういう作業を全部やるというふうに段階的に進んでいくという場合が多くございます。東京都下の大半の市町村は同じようなかたちでやっております、判断能力が低下している方というのをひとまとめにして、サービスを提供するというような仕組みで事業を行っておりますので、このような記載のさせ方をさせていただいております。

制度の内容とか、細かいところもございますので、もう少しわかりやすいようなかたちとか、あと補足資料をつけるようなかたちで対応させていただきたいと思います。以上です。

会 長： よろしいでしょうか。

次回、わかりやすいように3つに分けて説明をしていただければと思います。そのほかに何かございますか。

委 員： ホームページを利用しての情報提供がますます増えてくると思うのですが、視覚障害者はパソコンで音声で聞くわけですが、画面の字を音声に変えて読んでくれるソフトがあるので、皆さん利用しているのですが、今、発売されているソフトは、画面の上から順番に読んでいくのですね。その中に、今、府中で使っているホームページの画面だと、縦書きのところがあったり、横書きのところがあったり、斜めの部分があったり、いろいろあるみたいで、それを上からだんだん読んでいくと、何がなんだか途中でわからなくなって

しまう。そういう意味で、視覚障害者の利用するソフトでもちゃんと情報が入手できるような方法を講じていただきたいということを以前ここでお願いしたと思うのですが、その点についての進捗状況を伺ってよろしいでしょうか。

会 長： 事務局お願いします。

事 務 局： 1 ページに戻りますけれども、2 ページにもアクセス確保ということで記載してございますが、以前から視覚障害対応ということで課題があるということは委員からご指摘いただいているところでございます。広報課でホームページのリニューアルの作業を進めるということで、当然、アクセシビリティ、情報バリアフリーの観点から最大限の配慮をすべきところでございますので、可能な限り対応できるようなかたちで申し入れをしていきたいと考えております。現状での回答はここまですになります。

会 長： それでは後日どの程度まで進んでいるのか、確認をさせていただければと思います。確かに、縦書き、横書き、斜め書きというのがありますからね、その辺も含めて考えていただければと思います。さて、次の6 ページ、7 ページで質問等ございましたらお願いしたいと思います。何かございますか。
ないようなので、それでは目標1の実績の確認については以上でよろしいでしょうか。

それでは(3)の次期府中市福祉計画策定のための調査について、事務局から説明をお願いいたします。

(3) 次期府中市福祉計画策定のための調査について

事 務 局： 次期府中市福祉計画策定にむけてのスケジュールを説明いたします。
(説明要約)

本市の福祉分野の総合的計画である「府中市福祉計画」、及びその分野別計画である「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」については、計画期間が平成26年度までであり、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間とする次期計画を、今年度及び次年度の2か年で策定する。本審議会は、おもに次期「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」の検討・策定を行っていくこととなる。また、並行して策定を行う「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害者福祉計画」など他の計画との調整を福祉計画検討協議会で行っている。6月20日に第1回目の協議会が開催され、本審議会を代表して参加している和田会長が、福祉計画検討協議会の会長に選任されている。資料3から資料7について説明する。資料6と資料7の調査票は事務局案である。

会 長： はい。ありがとうございました。
資料3については、現状の社会状況、それから東京都も含めた府中市の施

策の動向、次期福祉計画策定にあたっての基本的な状況の分析軸が6つあります。また第6次府中市総合計画があり、それが26年度から33年度までの間ということです。おそらく今日の広報で、この6次計画が出ていたと思いますので、それを参考にしていただけたらと思います。

これらがベースになりまして、その中でわれわれは地域福祉計画と、福祉のまちづくり推進計画をつくります。そのためには実態調査をします。調査については質問事項も含めて、この審議会で検討します。その調査結果をもとに平成27年度から32年度の6年間の地域福祉計画と福祉のまちづくり推進計画をつくるという流れになるわけでございます。

その全体のスケジュール表が資料4ということです。

今日はとりわけ資料5のところです。福祉計画策定のための、とりわけ地域福祉計画、福祉のまちづくり推進計画ということで、このために調査をして基礎資料をつくります、ということです。

この調査については、府中市の生活実態と、福祉ニーズといわれる調査、この2つをベースにしているかと思います。それで調査の種別として、18歳以上の一般市民の調査を2,200人にします。府中市の人口が今25万人で18歳以上が21万人ということで、この1パーセントを調査対象にします。それにプラス、調査2でございますけれども、地域における福祉の担い手ということで、800人の調査をします。これについて論議をしていただきたいのですけれども、これだけでいいのかどうか、もっといるのではないかということでございます。

それから次に2ページですが、アンケートの回答の全体集計とクロス集計を行い分析するということでございます。それで、数量的な分析ができない部分については、自由意見を書いていただくということでございます。

それで、調査の具体的な考え方としては、3、4、5ページにあります調査の項目と、ねらいというところです。それで、平成20年調査との比較というところは前回の設問番号です。

資料6と7はアンケートの調査票です。これは事務局案で、これをたたき台にして論議していただきたいという、今の事務局説明でございました。

それでは、資料3、資料4、資料5も含めて、質問等を受けたいと思います。何かございますか。

委員： 調査ごとの全体集計で、その集計のもちろん結果は大事ですが、かえって出てこなかった数というか、返送されてこなかった人たちの意見と言いますか、立場というか、そのすくい上げというのがやはり大事ではないかと思えます。自治会に入っていない人とか、入っていても、例えば、回覧板はいいですという方はたくさん私も存じあげていますので、そういう人たちは送られてきても返送されない可能性が非常に高いと思いますので、意識のある方は返送してくださるでしょうけれども、そういう抜け落ちてしまう方のフォローというのも集計の中のどこかに反映していただきたいなというふうに考

えます。

会 長： 事務局に確認したいのですが、前回の調査で返送はどの程度ありましたか。その辺からちょっと確認をさせてください。

事 務 局： 前回の状況ですが、福祉計画の冊子の 234 ページに前回行った調査の結果が出ておりまして、実際、回収率は 54.6%で半分程度です。今、委員のご指摘の、返送がなくて埋もれている意見をどう拾うかということについては、実際に事務局のほうでも懸念しているところです。どうしても高齢者や障害者の方で直接サービスを受けている方と比較して、あまり直接の関係がないので回答が低くなる。それを埋め合わせるために、どういう方法をとるかということですが、回答がなかった方ご本人に聞くのは、無記名回答のため難しいので、それを補完するものとして、担い手調査を実施したいと考えます。地域福祉の担い手にアンケート調査をした上で、さらにヒアリング等で、地域福祉の現状や、何が必要と考えられるか、というようなところを拾っていければと考えております。直接の対象者に聞けるわけではないので、若干間接的にはなりますが、そのようなかたちでフォローを考えています。

会 長： よろしいでしょうか。

235 ページでは、地域福祉分野については 54.6%で、そのほか高齢関係ですと、高齢者の一般調査が 82.3%で、直接福祉サービスに関わりがあると、回答率が高くなるのですね。地域福祉というのは、本来は直接関わるのですが、今回は担い手調査も含めて、あと聞き取り調査ということで、その辺を充実しながら調査をしていただくということでよろしいかと思いますけれども、いかがでしょうか。

やはりアンケートの返送は6割以上いかないと、ということも含めて考えていきたいと思います。そのほかに何かございますか。

委 員： 先程ご説明で大体わかりましたけれども、そのアンケートを配って回収をしたあと、返ってこない人に対して、民生委員の方などがご家庭に行っている調査をするという方法もいいのではないか、効果があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事 務 局： アンケートの回答率を上げるために、事務局としましては、督促をするとか、回答の負担をなるべく軽減するようなかたちでアンケートを作成するというで考えておりまして、返ってこなかった方を特定するのは、無記名を予定しておりますので、難しいところです。一般的なことになりますが、広報周知をするとか、なるべく回答が返ってくるように考えていますが、委員からいただいた民生委員さんと協力するところ、民生委員さんとの打ち合わせが必要になりますけれども、その点も含めて対応方法を考えてい

きたいと考えております。

会 長： はい。ありがとうございます。
広報などをうまく使いながら、ぜひ周知徹底していただければと思います。

委 員： 確認ですけれども、例えば、視覚障害者で記入ができなかった場合には、聞き取り調査を市役所のほうにお願いすれば、聞き取り調査に来てくださるということなのでしょうか。

会 長： 事務局、お願いします。

事 務 局： ご本人からお申し出があるのが前提にはなるかと思います。例えば、ご本人の承諾が得られればという前提になりますが、対面で質問して書き取るということは可能かと考えておりますので、あとは家族の方にご記入いただくなど、ケース・バイ・ケースの対応になるかとは思いますが、一応ご本人のご指定で記入していただき、対応のほうは事務局として柔軟に考えたいと考えておりますが、その辺の細かいところも含めて検討はさせていただきたいと思います。

委 員： 家族がいて対応できる方はそれでいいと思うのですが、家庭の中で障害者だけという家庭もありますので、そういうところに調査票がまわった場合のことでちょっとお伺いいたしました。

会 長： それは市役所のほうで対応するという事でよろしいでしょうか。
そのほかに何かございますか。

委 員： この調査票の質問の 26 のところ、「道路と歩道を分離したり、歩道の幅を広げたり」という選択肢があるのですが、今までの計画書には、バリアフリーだとか、エレベーターというのはありますけれども、歩道の整備についての項目を、次の計画には盛り込む予定はあるかどうか。歩道が狭い、その割には街路樹が立っていて歩きにくいとか、何でもないのでにタイルが貼ってあって雨が降って滑るというふうな苦情があったりすることもあるので、そういうものも次期計画でぜひ取り組んでもらえればというふうに思います。

事 務 局： 道路のバリアフリー化は、現行の福祉のまちづくり推進計画のほうに明確に歩道を直すという表現ではないですが、例えば福祉計画の冊子の 65 ページ、一番下のところに、「歩行空間の段差解消の推進」と記載がございます。

今、委員がご指摘の、例えば滑りやすい路面の改良など、調査の結果を踏まえて、計画に載せるかどうかというところをご議論いただければと考えております。

実績のほうをご覧くださいますと、資料2の31ページの70番、道路のバリアフリー化整備工事の実績ですが、徐々に進めているというのが現状です。

もちろんそういうニーズが多いということであれば、当然、計画書のほうには反映してくるものであると考えております。

会 長： よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

質問事項に、例えば、「1つに○」、「いくつでも○」、それから「3つに○」とか、こんなにバラバラでいいのかなと。大体、われわれが調査をするとき、優先事項を基本的に決めていくのですが、この辺についてちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

事 務 局： 事務局のねらいとしましては、広くデータを取りたいものについてはいくつでも○、優先順位をこの中ではっきりさせたいというものについては1つとか、そういうかたちで織り込んでおります。

事務局の意図はそうなのですが、回答しやすさの点では、実際委員さんご自身が回答する場合、見やすいかどうかも含めて、ご検討いただければと思います。その辺り、工夫の余地はあるかと思しますので、ご意見があれば反映させていきたいとは考えております。

会 長： はい。ありがとうございます。質問項目の内容について、この辺はこういうふうにしたほうがいいのか、このようなことを付け加えてほしい、などご意見ございませんでしょうか。

委 員： このアンケートのことなのですが、全部読ませていただいたのですが、項目がすごく多いので、びっくりしたのですね。それからやはり高齢者の方というのは、地域をまわってみて、やはり字を書けない方、読めない方は意外といらっしゃる。全員回収するのは非常に難しいのではないかなと思っております。

それから、字がわからないとか何かあったときに、民生委員に相談していただければ、お読みしたりすることはできるのですが、なかなかそこまで皆さん声を掛けてくださらないので、結局回収ができないのではないかなと思いました。

それから、本当に項目が多いので驚いたのですが、これをつくるのも大変なのではないのかな、なんて思いながら読ませていただきました。

会 長： はい。ありがとうございました。内容については何かありますか。

委 員： 大体このままでよろしいのでは。

委 員： 今、委員が言ったように、確かに質問項目があまりにも多すぎるのではな

いかなと思います。それで、これを無作為に郵送して書いてもらうというのは、先程前回の返送が 50%強ぐらいであるということになると、人口の比率から言って、0.5%の回答しかないということになると思うのですね。これでいいのでしょうかというのが疑問です。

それと、回答するのに健常者の方でも半日ぐらいかかるのかなというような気がします。もし障害を持たれている方がこれを回答すると、これはちょっと相当時間もかかるし、だれかが手伝ってあげないと終わるものではないのではないかなという気がします。以上です。

会 長： はい。ありがとうございます。

実際、項目の 11、12 とか、細かく書いていくと、そこでだんだん立ち止まってしまうという、そういう恐れはありますね。その辺を含めて考えるということにしたいと思います。

委 員： 私も項目があまりにも多すぎて、内容をまだ全部を把握はしていませんが、何か意味的には重複するような項目もあるような気もいたしますけれども、必要に応じておつくりになったと思います。

委 員： 内容は別になのですが、この結果はどういう方法で発表するのですか。どういう方法で皆さんに周知するのか。

事 務 局： 調査の結果につきましては、集計した上で、まずこちらの審議会のほうにお諮りしたいと考えております。内容につきましては、確認していただきまして、全体会である福祉計画検討協議会に報告させていただきます。最終的にはホームページでの公表を考えております。

会 長： よろしいですか。調査結果の公表については、またあとで、どういう方法が一番適切かを含めて論議をさせていただきたいと思っています。

委 員： このアンケートを見たときに、何年か前にうちに届いて、私は提出しなかった記憶がございます。なぜかという、こういう時代なので、これを返信していいのかどうかというのがわからなかったのも、どこでどう確認していいか、本当に府中市から送られてきているのかどうかというのも、その当時はまだパソコンとか、確認をするような術がなかったのも、返信をしなかったのだと思うのですが、先ほどおっしゃったように広報紙とかホームページとかで、「こういうものをお送りしていますよ」というのを広めて、ちゃんと返信していただくような方法を考えていただければと思います。

事 務 局： 確かに前回の調査で、本当に市から来たものなのかと疑問を持たれた方からのお問い合わせが多かったということは聞いております。アンケートを送

付する際に、問合せ先も含めた回答の依頼状も入れますし、広報等の周知もいたします。あと、先程委員からもお話がありました通り、近所の相談のところなどに、高齢者の方ですと怪しいものが来たというような相談する場合もありますので、関係機関のご協力を仰ぎながら、こういった調査を行っているという説明のフォローをしていただくようなことは考えております。

今のところはこのような予定ですが、広報周知について事務局のほうで練りたいと考えております。

会 長： それでよろしくをお願いします。広報周知の仕方だと思いますので、その辺についてしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

委 員： このアンケート、私はいいい方法だと思いますし、やはり実際に利用される方のニーズや、それから、多くの市民の考え方を集約するのには1つの方法だろうと思います。

一番、私がこのアンケートを拝見して感じたのは、担い手の調査をするところ、ここは非常に貴重だなと。両方の立場のアンケートをもとに市政がそこをつないでいくところを、私はこの担い手の調査ということで期待しております。それが1つです。

もう1つは、直接は関係ないのですが、皆さんもお家に配られていると思うのですが、今日の総合計画についての広報がすごくわかりやすいですね。総合計画とか、それから私たちの福祉のまちづくり推進審議会が、具体的に全体とどうつながっているのか、この福祉計画の冊子ではちょっとうまく理解できなかったのですが、今日の広報を見て、すごく単純化されていてわかりやすかったので有り難かったです。広報をやはり頼りに生活しているものですから、これはいいなと思いました。それは感想です。

会 長： ありがとうございます。われわれも、地域福祉計画と福祉のまちづくり推進計画を、こういうかたちで具体的にわかりやすく提案できればいいかなというふうに思います。何かほかにございますでしょうか。

私のほうから、担い手調査ですけれども、民生委員とか児童民生委員の方々というのは個別にできると思いますけれども、町内会とか自治会、老人クラブについては、そういう組織とか、団体をお願いするシステムでこの調査をやるのか、それとも、そこの中の所属の個人という方に調査をするのか。その辺をちょっと確認したい。

事 務 局： 民生委員さんは個人になります。自治会、老人クラブ、NPOは、団体としての意思ということで団体宛てに送る予定になっています。ただ、実際には、こちらの想定では、会長さんか、役員さんにご記入いただくことを想定しておりますので、ちょっとその辺りは資料を送る際に補足して、ご記入いただくかたちになるのかなと考えております。ですから若干、個人、団体という

ことで、交ざっているかたちにはなってしまいますが、今のところ事務局ではそのような想定をしております。

会 長： はい。ありがとうございました。

委 員： 先程、2,200 人の方に発送して 50%強の回答というお話でしたが、回答数を 18 歳以上の人口の 1 %にするために 4,400 人に発送するという発想はどのようなのですか。

事 務 局： 発送数は何件が適正かということですがけれども、なるべく多くの方に回答していただきたいこともあり、ある程度の回答数が取れそうな発送数と、アンケート調査経費のバランス等を踏まえた上で、数は設定させていただきたいと考えております。

会 長： はい。ありがとうございます。実際、社会福祉の調査でよくあるのですが、倍にすれば倍戻ってくるのではないかと。ところが、パーセンテージをみるとかえって下がるのです。送付数は増えますけれども、回答数はパーセンテージにすると下がるというのが通例なのですね。そういうことで、その辺も含めて、ちょっと考えていただければと思います。

委 員： 今、委員がおっしゃったように、数を増やしてというのもありますけれども、残りの 50%近くの人がなぜ返送してこないのかということを、もうちょっとしっかり把握して対応していただきたいと思うのですね。

というのは、先程から少し問題になっていますが、要するに読んでも理解できない、読みにくい高齢者の方がいらっしゃったり、書くのが大変だったりという方が返ってこない人の中に、もしかたぶんいらっしゃるとすれば、この返ってきた答えというのが、ある程度、障害のない人たちの意見になってしまう可能性があると思うのです。だからその辺も、もっと考えていただければと思います。

事 務 局： 今、委員のご指摘の通り、ほかの調査に比べても返信率が、回収率が低いというところにつきましては、事務局の中でも原因分析等を行っているところでございます。主な原因としましては、直接サービスを受ける当事者ではないので、関心がどうしても低いという部分と、あと委員のご指摘の通り、書きにくいのではないかと技術的な部分もございますので、ほかの委員からも、分量の問題はご指摘いただいた通りでございますが、字の大きさや選択肢のわかりやすさ、全体ボリュームなど改善の余地は大きいと考えております。そういった技術的な部分も含めた上で、なるべく回収率が上がるようにと考えております。

委員： 今までにも市からのこういうアンケート調査が無作為に送られてきたことがあったと思うのですが、やはり高齢者の方に送られてきた場合に、ケアマネジャーとか、それから地域包括支援センターに必ず、何か来たのだけどうしたらいいのというふうに来るのですね。それで実際に見て、一緒に記入する場合がありますけれども、積極的に送ったほうがいいのか、何のための調査かというのをしっかり把握しないとやはりそこはお手伝いできないのですね。

そこがきちんと確認した上で、対応できればいいのですが、なかなかこれだけのものをひとつひとつ読みながら一緒に答えていくというのは結構時間もかかることですよね。人によってどの程度の協力をするかというのは違ってきってしまうと思うのですね。

そういう点では、ご本人の意思に任せて、面倒臭いからいいわとおっしゃったら、やっぱり返しましょうよというふうには言えないという部分もありますので、その周りに関わる人たちにも、これはぜひ提出してもらいたいものなのだというようなところを周知した上でやると、やはり協力の仕方も変わってくるのではないかなというふうに思いますので、その辺もご検討いただければと思います。

会長： はい。ありがとうございます。こういう項目で何かありますかね。

おそらく、この調査をやる人は、最初の属性のところは○をしていくと思いますけれども、1問から2問目ぐらいまでやっていって、だんだん項目が多いので、途中で回答を止めてしまう可能性があるなど。一番やってはいけない調査のかたちになっていますので、この辺について少し検討していかないとまずいと思っています。もうちょっと、わかりやすく具体的に聞ければ一番いいかなと思います。その点については、皆さんと検討していきたいなと思っております。

事務局： アンケート調査について若干の補足ですが、資料2の表紙裏をご覧くださいますと、全体的な府中市福祉計画があって、その中に地域福祉計画と福祉のまちづくり推進計画があって、その横に高齢者、障害者、子どもの関係ということで、4つの計画で福祉計画が構成されていますが、地域福祉、高齢者、障害者の計画のところ、今回それぞれアンケート調査をします。各計画のアンケート対象者については、あらかじめフィルターにかけて重複を避けています。高齢者と障害者対象のアンケートの回答率が高い理由は、やはり回答者の周りに支える方がいらっしゃるのでフォローができているところもひとつある。地域福祉については、そういった方がなかなかいらっしゃらないので、若干低く結果が出てしまうという傾向もあるのかなと思います。

それからサンプリングの数の問題なのですが、サンプル数というのは統計学上これぐらいのサンプルを取れば傾向としてはいくら多くても同じ傾向が

出るということも聞いていますので、これはシンクタンクの事業者にいろいろ相談させていただきながらサンプル数を取っているところもありますので、多ければいいということでもないと思います。以上です。

会 長： よろしいでしょうか。確かにサンプリングの計算方法がありまして、事務局で確認していただきたいと思います。

私から提案なのですが、一般市民調査の項目の中に、今回の第6次府中市総合計画の市民との協働という項目をどこかに盛り込み、府中市はこういうかたちで協働をやりたいのだけれども、市民意見はどうかというのを、ぜひ対応していただければ、府中市の第6次総合計画を受けて、われわれ福祉のまちづくり推進審議会では、こういうふうにするのだよ、というかたちになるかと思いますので、その辺を検討しておいていただければと思います。

ほかに何かございますか。それでは、議論はまた次回ということで、アンケートの項目を皆さん方しっかり読んでおいて、自分で一回これをやってみていただけるとわかると思うので、この辺の項目はこうかなというのがあれば、次回で確認も含めて議論していきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次第のその他ということで、次回以降の説明を事務局にお願いしたいと思います。

3 その他

事務局： 次回も今回に引き続きまして、24年度の実績の確認をしつつ、次期福祉計画の策定作業を検討していただきます。今回の事務局案につきましては、ご覧いただいた上でご意見がございましたら、次回それを取り入れて修正案を提示したいと考えています。ご意見・ご要望がございましたら、8月12日までに事務局までいただければと考えております。

続きましては、次回第3回目は9月12日木曜日、午前10時を開催予定です。ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。事務局からの連絡は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。何かございますか。資料を読んでいただいて、8月12日までに事務局に意見を言っていただき、それを事務局でまとめて、次回また論議をするということで、次回が9月12日木曜日、10時からということで委員会を開催したいと思います。何かそのほか確認事項はございますでしょうか。

副 会 長： 質問なのですが、今日の審議会では、計画を策定するための方法として2つの調査を行うという大枠が提案されて決められたと思うのですが、一般の調査だけではなくて活動者の調査を行うということは、地域福祉計画を検討する上でも大事なことだろうと思います。

実は、今日の事業実施計画の実績報告の中で思ったことなのですが、事業計画の進捗状況の6ページの最初のところに、当事者参加・参画の仕組みづくりということについて、この委員会をはじめとして福祉の領域の行政委員会への当事者参加ということが目標として盛り込まれているわけですが、行政施策とか、福祉のみならずいろいろな行政の分野でこういった市民参加、参画の会議なりが持たれていると思うのですけれども、そういったところにもいろいろなかたちで当事者の方が参加していくことが望ましいことだと思うのです。これは私の個人的な意見ですが、今後、行政の会議とか審議会への住民参加など当事者の参画の比率を行政内部で調査をしていくのはどうか、と思ったので伺いたい。

事務局： 当事者の参画は行政テーマではございますが、今日も話題になりました6次の総合計画では、実際に策定にあたりまして、市民と職員の共同で検討会をつくっておりまして、そういった総合計画策定というのは新しい試みということなのですが、市民と職員とで一緒に課題を出し合って話し合いながらつくっていくというようなかたちを取っております。

総合計画が市民参加を積極的に出していますので、当然、下位計画にも影響してくるものだと考えていますが、当事者の参加ということで機会をつくれるようなかたちで今後進めていきたいと考えております。

事務局： 市の方針としまして、今回のような福祉計画、地域福祉計画、まちづくり推進計画のような市の施策の根本的な計画をつくるときには必ず市民も参加していただき、学識経験者の方にも参画していただくような検討協議会、あるいは審議会など名称は様々ですが、必ずつくるようにという方針が打ち出されております。

それである程度、計画がまとまったところで、必ずパブリックコメントを行い、またそこで市民の方の意見を伺うということが定められておりますので、一定程度の市民の参画は実現されていると思っております。

また審議会の男女比率は、女性、男性、どちらも30%以上を満たしていないといけないという規定もございまして、男女共同参画の面からもこういった施策の策定にも生かされているのではないかと考えております。

会長： はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

パブリックコメントも含めて考えていただくということでよろしいかと思います。さて、何かございますでしょうか。

それでは、時間になりましたので、第2回の府中市福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきたいと思います。

以上